

Member Circular 1/2017

各保険年度総括 – 精算保険料

こちらは、英文記事「[Review of Policy Years - Release Calls](#)」（2017年5月）の和訳です。

メンバー各位

Gard P. & I. (Bermuda) Ltd. とその子会社（併せて「組合」といいます）の理事会は、組合の財務状況が引き続き良好であることから、2016 保険年度の後払保険料を徴収しないことを決定しましたのでご報告いたします。

- ・ 組合の純資産は、2016年2月20日時点で修正再表示後10億1000万米ドルでしたが、後払保険料の9000万米ドルからゼロへの減額後、2017年2月20日時点で11億3500万米ドルとなりました。当初は後払保険料として前払保険料の25%を予定していました。
- ・ 見込総保険料ベースで、後払保険料減額前の純損益が2億1500万米ドルの黒字、コンバインドレシオは83%でした。保険事業外損益は1億300万米ドルの黒字でした。
- ・ 2014、2015 保険年度に関しては、後払保険料や追加保険料を徴収する予定はありません。

より詳細な情報は、組合の[ウェブサイト](#)内の、「[Directors' Report and Financial Statements](#)（英文）」に記載されております。

終了した年度

終了した全保険年度の剰余金見込み額は、2016年2月20日時点から1億2000万米ドル増加して9億5400万米ドルとなりました。この増加は、2016年10月の理事会で締め切られた2013 保険年度の剰余金によるものです。

終了していない年度

2014 保険年度

2014 保険年度の保険事業損益と保険事業外損益がいずれも黒字となったことで、2014 保険年度は純資産が増加しました。

当年度は、追加の保険料の徴収なしに、2017年10月に終了する見込みです。

当年度の精算保険料は、なしと決定しました。

2015 保険年度

2015 保険年度の業績は前年度から改善し、組合の純資産の増加に寄与する見込みです。保険事業損益と事業外損益の黒字は小幅に留まりましたが、Gard Marine & Energy の事業からの配当支払いとその他の包括利益がそれを補いました。当年度は、追加の保険料の徴収なしに、2018年10月に終了する見込みです。

2015 保険年度の精算保険料は、該当する契約につき見込総保険料の5%としました。

2016 保険年度

2016 保険年度の後払保険料をゼロに減額するという決定に伴う保険料の減収を考慮に入れても、2016 保険年度の業績は組合の純資産増に寄与しました。

2016 保険年度の精算保険料は、該当する契約につき見込総保険料の 15%としました。

2017 保険年度

理事会は、2017 保険年度の後払保険料を当年度の契約に係る見込総保険料の 25%の設定に据え置くことを確認しました。また、当年度の精算保険料は、該当年の契約に係る見込総保険料の 20%のままの設定とすることが確認されました。

精算保険料

理事会は、精算保険料率を決定する際、また、契約の解除または停止に伴ってメンバーから精算保険料と予定の後払保険料を徴収する際、以下の手続きに従うこと、そして、以下のリスク要因を考慮するよう決定しました。

リスク要因

理事会は、精算保険料率の決定に際して、次の要因を考慮しています。

- ・ 保険料リスク、準備金リスク、市場リスク、その他の重大な諸リスクを踏まえて組合が算出した必要資本が、公表した保険料の期待値水準を上回るリスク。
- ・ 特殊な事象が発生していない保険年度においては、その保険年度の精算保険料率を原則として引き下げる意向であること。

支払い手続き

理事会は、契約が解除または停止された場合の精算保険料と後払保険料の支払いについて、以下の手続きと条件を決定しました。

- ・ 精算保険料率は、当該保険年度の後払保険料とは切り離され、当該年の当該契約に係る見込総保険料の一定比率として計算されます。
- ・ 当該保険年度の当該契約に係る予定後払保険料で未徴収のものは、契約の解除または停止時に、要求に応じて精算保険料に加えて支払うものとします。
- ・ 理事会が確定後払保険料の徴収を決定したものの、メンバーが未払いの場合、契約の解除または停止時に、理事会が決定した後払保険料を、精算保険料に加えて支払うものとします。

まとめ

上記の理事会による決定を要約すると、以下のとおりです。

- 2014 保険年度： 当該保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収はありません。当年度は 2017 年 10 月に終了する予定です。
- 2015 保険年度： 前払保険料の 15%にあたる後払保険料（当初見積り 25%から引き下げられま

した) が 2016 年 9 月に徴収されました。当保険年度については、これ以上の後払保険料や追加保険料を見込んでおらず、2018 年 10 月に終了する見込みです。

2016 保険年度: 当保険年度については、後払保険料の徴収はありません。当初は前払保険料の 25% と見積もっていましたが、当年度は、2019 年 10 月に終了する見込みです。

2017 保険年度: 後払保険料は、25%に維持される見込みです。

精算保険料 (該船の見込総保険料に対する率) :

2014 保険年度: なし

2015 保険年度: 見込み総保険料の 5%

2016 保険年度: 見込み総保険料の 15%

2017 保険年度: 見込み総保険料の 20%

ご質問がありましたら、ガードジャパン株式会社までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。